

平成21年5月27日  
国住指第821号

社団法人日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の円滑な運用について  
(技術的助言)

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号。以下「改正法」という。）による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）第20条の2及び第20条の3の規定は、平成21年5月27日（以下「適用開始日」という。）以後に士法第2条第6項に規定する構造設計又は設備設計を行った場合について適用されることから、構造設計一級建築士による構造関係規定への適合の確認等の制度の実施にあたって、その運用に係る細目及び運用方針について、下記のとおり通知する。

貴団体におかれては、貴団体加盟の業者又は建築士に対する周知徹底及び指導をお願いします。

なお、各都道府県建築行政担当部長等に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

記

1. 構造設計に関する特例及び設備設計に関する特例等

(1) 構造設計及び設備設計の定義（士法第2条第6項関係）

構造設計とは、基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの（以下「構造設計図書」という。）の設計とされ、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「士法施行規則」という。）第1条第1項において構造設計図書を規定した。

また、設備設計とは、建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第3号に規定する建築設備をいう。以下同じ。）の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの（以下「設備設計図書」という。）の設計とされ、士法施行規則第1条第2項において設備設計図書を規定した。

(2) 構造設計に関する特例及び設備設計に関する特例（士法第20条の2、第20条の3関係）

構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、一定の建築物（構造設計については基準法第20条第1号又は第2号に規定する建築物であって、一級建築士でなければ設計できない建築物、設備設計については階数が3以上で床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物。以下「対象建築物」という。）の構造設計又は設備設計を行った場合においては、その構造設計図書又は設備設計図書に一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をするほか、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならないこととされた。

また、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士以外の一級建築士は、対象建築物の構造設計又は設備設計を行った場合においては、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に当該建築物が関係規定（構造関係規定又は設備関係規定）に適合するかどうかの確認（以下「法適合確認」という。）を求めなければならないこととされ、法適合確認を求められた構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨又は適合することを確認できない旨を設計図書に記載するとともに、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならないこととされた。

基準法第88条の規定により建築物に関する規定が準用される工作物に係る設計については、上記の法適合確認及び構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示等（以下「法適合確認等」という。）の対象とならないことに留意されたい。

なお、構造関係規定とは、基準法第20条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定とされ、設備関係規定とは、基準法第28条第3項、第28条の2第3号（換気設備に係る部分に限る。）、第32条から第34条まで、第35条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第36条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこれらに基づく命令の規定とされており、これらの関係規定に条例の規定は含まれていないことを念のため申し添える。

(3) 法適合確認等が必要となる建築物の増改築等（士法第3条、第20条の2、第20条の3関係）

建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替（以下「増改築等」という。）にあつては、当該増改築等に係る設計について構造設計一級建築



士による法適合確認等が必要とされるのは、当該増改築等に係る部分が一級建築士でなければ設計できないものであって、かつ、増改築等の後の建築物が基準法第20条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するものについて構造設計を行う場合となる。また、当該増改築等に係る設計について設備設計一級建築士による法適合確認等が必要とされるのは、当該増改築等に係る部分が階数が3以上で床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについて設備設計を行う場合となる。

なお、増改築等に該当しない、いわゆる改修に係る設計については法適合確認等は不要であることに留意されたい。

(4) 法適合確認の方法（士法施行規則第17条の17の2、第17条の17の3関係）

法適合確認は、士法施行規則第17条の17の2第1項又は17条の17の3第1項に掲げる図書及び書類の審査により行うこととし、また、法適合確認を受けた建築物の構造設計図書又は設備設計図書の変更の場合における確認は、これらの項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うこととした。

(5) 構造計算によって安全を確かめた旨の証明書（士法第20条第2項）

一級建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならないこととされているが、士法第20条の2第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、当該証明書の交付は要しないこととされた。

なお、士法第20条の2第1項及び第2項の規定の適用がない場合で、構造設計一級建築士が建築物の構造設計を行ったとき又は構造設計一級建築士が建築物が構造関係規定に適合することを確認したときについては、当該証明書の交付が必要となることを念のため申し添える。

(6) 建築士事務所の登録（士法第21条、第23条関係）

士法第21条及び第23条において、設計には法適合確認を含むこととされ、また、構造設計一級建築士若しくは設備設計一級建築士又はその使用者は、他人の求めに応じ報酬を得て、法適合確認を業として行おうとするときについても、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならないこととされた。

(7) 構造設計に関する特例及び設備設計に関する特例の適用開始時期等（改正法附則第3条第12項、第4条、建築士法施行令及び建設業法施行令

の一部を改正する政令（平成20年政令第106号）附則第4条関係）  
士法第20条の2及び第20条の3の規定は、適用開始日以後に構造設計又は設備設計を行った場合について適用することとされた。

適用開始日の前日までに行った設計による建築物の計画については、適用開始日から起算して6月を経過する日（平成21年11月26日）までの間は、基準法第6条第3項第1号から第3号までの規定は適用しないこととされた。これは、適用開始日の前日までに行われた構造設計又は設備設計について、平成21年11月26日までに設計の変更を行った場合についても同様である。

- (8) 基準法上の取扱い（基準法第2条第17号、第6条第3項、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。）第1条の3第1項第6号、第2条の2第1項第4号等関係）

対象建築物の計画について、法適合確認等が行われていない場合については、建築主事は基準法第6条第1項に規定する申請書を受取することができないこととされた。

また、基準法施行規則第1条の3第1項第6号又は第2条の2第1項第4号において、申請に係る建築物が士法第20条の2又は第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、法適合確認等を行った構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し又は設備設計一級建築士証の写しを提出させることとした。

なお、法適合確認を行った構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は設計者に含まれることとされ、基準法第9条の3、第12条第5項等の適用対象となる。この他、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第1第2項に規定する審査にあつては、申請書又は通知書の正本に添えられた図書の設計者の記名及び押印として、法適合確認を行った構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の記名及び押印があることを確かめることとなることに留意されたい。

## 2. 構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の適用に伴う基準法の確認審査事務等の手続きの円滑化について

### (1) 新制度に係る実態把握等

都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関等の間で緊密に連携し、構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の運用に係る実態の把握及び情報の共有、基準法の確認審査事務における運用の統一、建築主、設計者等に対する情報提供等に努めることとされたい。



## (2) 新制度に係る相談等

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の適用後、当分の間は、建築主、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談についてきめ細かく対応することとされたい。なお、その際に、不整合箇所の指摘を行うことは差し支えない。

## (3) 確認審査事務に係る留意事項

確認審査にあたっては、確認審査事務等の手続きの円滑化に配慮し、確認審査等に関する指針第1第5項第3号イに規定する申請書等に軽微な不備がある場合における補正の指示及び不明確な点がある場合における追加説明書の提出の指示を適切に行うこととされたい。また、むやみに必要な図書以外に表示や記名及び押印を求めるなど、設計者に過度な負担をかけることのないよう配慮されたい。

なお、確認審査等に関する指針の一部を改正する件（平成21年国土交通省告示第547号）が適用開始日に施行されているので留意されたい。